事　務　連　絡
令和４年５月２７日

公益社団法人全日本トラック協会　御中

国土交通省自動車局貨物課

コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る傘下事業者への協力依頼について

標記につきまして、環境省自然環境局より依頼がありましたので、貴協会におかれましては、別紙「ヒアリ生息地からの輸入品を扱う事業者の皆様への御協力のお願い」につきまして傘下事業者の皆様に対してご周知を頂き、ヒアリ対策に努めて下さいますよう宜しくお願い致します。

環自野発第2205263号
令和４年５月26日

国土交通省　総合政策局長　殿

環境省自然環境局長
（公印省略）

コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への協力依頼について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、平成29年６月に国内で初めて確認されて以降、昨年度までに18都道府県で84事例が確認されており、我が国への侵入及び定着が懸念されています。上記事例のうち、国内への移入経路が確認されたものの多くが、中国を出港し、又は経由したコンテナに由来するものでした。

ヒアリは攻撃性が強く、刺されるとアナフィラキシー症状を引き起こした場合には死亡する可能性もあり、日本に定着すれば、人の健康や農業等へ甚大な影響が及ぶこと、また、在来生物を集団で攻撃し捕食すること等により生態系への影響を及ぼす可能性があることから、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されています。

コンテナが輸入された港湾や配送先、コンテナ置き場等でヒアリが発見された場合、完全に駆除したことが確認されなければ、外来生物法によりコンテナや荷物の移動は認められないことや、上述のとおり、人の健康へ影響がありうることから、事業リスクにもなります。

これまでのところ、国内におけるヒアリの定着は確認されていませんが、令和元年に東京港で、令和２年には名古屋港で、令和３年には大阪港で複数の有翅女王アリを含む大規模な集団が確認されており、本年３月に開催された関係省庁会議においても、改めてヒアリの国内定着防止のために政府一丸となって対策を徹底することが確認されたところです。

今後、秋季までヒアリの活動は活発化していると考えられるため、貴省庁が監督する輸入品及びその輸送運搬に関わる業界団体や通関事業者等に対し、ヒアリ生息地（中国、台湾等）を出港するコンテナ内にヒアリが侵入する危険性の低減等のため、別添の内容について協力依頼を発出いただけますようお願いいたします。

令和４年５月 26 日改訂

ヒアリ生息地からの輸入品を扱う事業者の皆様への御協力のお願い

ヒアリは、平成 29 年６月に国内で初めて確認されて以降、昨年度までに 18 都道府県で 84 事例が確認されており、我が国への侵入及び定着が懸念されています。84 事例のうち、国内への移入経路が確認されたものの多くは、中国を出港、又は経由したコンテナに由来するものでした。

また、令和元年 10 月には東京港、令和２年９月には名古屋港、令和３年９月には大阪港で複数の有翅女王アリを含む大規模な集団が発見されるなど、コンテナ由来でのヒアリの侵入リスクとともに、侵入を見逃すことよる定着リスクが改めて認識されたところです。

（参考）ヒアリ確認の報道発表資料

東京港：http://www.env.go.jp/press/107355.html

名古屋港：http://www.env.go.jp/press/108496.html

大阪港：http://www.env.go.jp/press/110056.html

昨年夏に開催したヒアリを含む外来生物に係る有識者検討会においても、専門家からは、「今がヒアリが定着するか否かのギリギリの段階である」との指摘を受けております。

我が国へのヒアリの侵入・定着を防ぐため、ヒアリ生息地（中国、台湾等）を出港、又は経由するコンテナについて、安全面を考慮の上、可能な範囲で下記の対策に御協力をお願いします。

1. 荷物積込み時、出荷時

● 空コンテナ受取時の確認

空コンテナ受取時に内部の確認をしてください。

ヒアリは、コンテナが野外の土の地面に置かれている間に侵入するものと推察されます。また、腐食した床材内で営巣することが可能なことが確認されています（注 1）。このため、空コンテナ受取時に床板の腐食の有無や、清掃状態、メンテナンス状態等、コンテナ内部の確認をしてください。

（注 1）環境省平成 29 年７月 13 日付報道発表資料
http://www.env.go.jp/press/104340.html

● コンテナの積込み前の確認

積荷を積み込む前に、ヒアリと疑われるアリ類が侵入していないことを確認してください。

まずは目視で、空のコンテナの外部及び内部（それぞれの上面、側面、床面）を確認してください。

内部は、特に四隅や、側面と床面の接合部を重点的に確認してください。

コンテナ内にヒアリの集団が隠れている場合には、木槌で四隅を軽く叩く、床板を踏み

鳴らす等、コンテナに振動を与えると、ヒアリが目視可能な場所に出てきて、確認できる場合があります。作業に際しては長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないよう十分注意してください。

※ヒアリと疑われるアリ類が確認された場合
ヒアリと疑われるアリ類が確認された場合は、そのコンテナは使用しないでください。使用する場合は、事前に十分な駆除が必要です。

- **積荷の確認**

コンテナへの搬入の際は、搬入前に、積荷にヒアリと疑われるアリ類が付着していないことを確認してください。

ヒアリ生息地周辺で、積荷が野外に留置されていた場合は、表面だけでなく積荷の隙間に潜り込んでいないか等、十分に確認してください。

梱包材にヒアリが付着していた事例が発生していますので、荷物を梱包する段ボール、木枠等についても同様に注意が必要です（注 2）。

（注 2）環境省平成 29 年 11 月 9 日付報道発表資料
http://www.env.go.jp/press/104794.html

2. コンテナヤード等における確認

- **荷揚げされたコンテナの確認**

コンテナヤードに荷揚げされたコンテナにヒアリと疑われるアリ類が付着していないことを確認してください。

目視により、コンテナの外部（上面、側面）にアリ類が付着していないか、安全に点検できる範囲で確認してください。

3. コンテナ開封時等における確認

- **開封・積荷搬出時のコンテナの確認**

コンテナ開封時及び積荷搬出時に、ヒアリと疑われるアリ類がいないことを確認してください。

コンテナ開封の際には、改めてコンテナの外部（上面、側面）にアリ類が付着していないか確認してください。その後、コンテナを開封し、目視にて観察できる範囲にアリ類がいないか内部を確認します。

積荷を搬出する際には、アリ類が積荷やコンテナ内部（上面・側面・床面）に付着していないことを確認しながら行います。

- **積荷搬出後の確認**

搬出した積荷（梱包材も含む）と、空になったコンテナを確認してください。

コンテナから搬出した積荷や、荷物を梱包する段ボール、木枠等についても、目視によりアリ類の付着がないか確認します。

空になったコンテナも確認します。

まずは目視で、内部（上面、側面、床面）を確認します。特に四隅や、側面と床面の接合部を重点的に確認します。

コンテナ内にヒアリの集団が隠れている場合、木槌で四隅を軽く叩く、床板を踏み鳴らす等、コンテナに振動を与えると、ヒアリが目視可能な場所に出てきて、確認できる場合があります。作業に際しては長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないよう十分注意してください。

※ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合

ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合、まずは刺激を避けつつ、コンテナのどの箇所にどの程度の生存個体がいるか等、状況を確認してください。

多数の生存個体の集団がいる（予想される）場合は、コンテナの扉を閉めて逃げ出さないよう静置してください。その上で、関係機関（環境省地方環境事務所、地方公共団体、港湾管理者等）に速やかに連絡し、取扱いについて相談してください。可能であれば、強粘着の布ガムテープでコンテナの目張りをするなど、アリが逃げ出さないよう対応してください。

アリ類が少数しかおらず、逃げ出す恐れのない場合は、市販のスプレー式殺虫剤等でその場で駆除してください。

詳しくは、環境省の「ヒアリの防除に関する基本的考え方　Ver.3.2」の P.19～24 を参照して下さい。

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/03_public/index.html

4. 疑わしいアリ類の扱いについて

ヒアリの同定は専門家でないと難しく、疑わしいアリがヒアリであると同定されるまでには一定の時間（数日程度）がかかります。このため、業務や日常生活に支障がある場合は、ヒアリと同定される前であっても、一般的な衛生害虫（普通のアリ、ゴキブリ、ダニ等）と同様に考え、可能であれば見つけた人がスプレー式殺虫剤で駆除します。駆除する際には、周囲にほかに疑わしいアリがいないかを十分確認した上で、そのアリに刺されないよう注意し、またその殺虫剤の定められた使用方法に従って、対応します。

ただし、疑わしいアリが多数いる場合や、少数でも、駆除することにより、人体への危険が生じたり、アリが逃げ出してしたりしまいそうな時は、環境省や地方公共団体、事業者、施設管理者等が連携して対応に当たるので、まずは関係機関に連絡してください。

5. 外来生物法について

ヒアリは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）により「特定外来生物」に指定されています。特定外来生物は、輸入や国内での移動等が禁止されています。このため、輸入港や輸送先、コンテナ置き場等でヒアリが発見された場合、完全に駆除したことが確認されなければ、コンテナや荷物の移動は認められません。

今般、外来生物対策の一層の強化・推進を図るために外来生物法の改正を行いました。ヒアリ類のように発見次第緊急の対処が必要なものについては「要緊急対処特定外来生物」として政令で指定し、より強い規制権限がかかる枠組みを創設するとともに、関係事業者の取組促進の指針を策定することが可能となり、今後政令での具体的な種の指定及び指針の策定を行う予定です。

外来生物法及び特定外来生物については、詳しくは環境省のホームページをご覧ください。
外来生物法：http://www.env.go.jp/nature/intro/1law/index.html
特定外来生物一覧：http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html
外来生物法の一部を改正する法律案の閣議決定について：
https://www.env.go.jp/press/110649.html

6. その他参考情報

○　環境省
特定外来生物ヒアリに関する情報
https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html
※英文・中文の協力依頼も掲載しています
https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/04_business/index.html
○　連絡先
地方環境事務所連絡先
https://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html
都道府県等関係機関連絡先
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant/renrakusaki0911.pdf
環境省ヒアリ相談ダイヤル
0570-046-110／IP 電話からは 06-7634-7300）
土日祝日を含む毎日（12/29～1/3 を除く）　9：00～17：00 開設
https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/05_contact/index.html

環境省自然環境局外来生物対策室作成

ヒアリのこと、正しく知っていますか？

もし、ヒアリに刺されたら

ヒアリやアカカミアリの毒への反応は人によって大きく異なります。
体調に変化がなくても、20～30分程度は刺された部位を冷たいタオルや保冷剤などで冷やしながら安静にし、様子をみて下さい。その間、なるべく一人にならないようにしましょう。

全ての人にあらわれる症状

焼けるような痛み、かゆみ、膿（うみ）

刺された瞬間に、熱いと感じるような、激しい痛みを感じます。そして刺された部位に小さな赤みが出てきて、翌日には赤みの中央に膿がたまったようになります。軽いかゆみが出ることもありますが、その後は皮膚症状が徐々に改善していきます。

ヒアリ類の毒にアレルギー体質を持っている人に起こる症状

じんましん

刺された直後から刺された部分を中心に赤みや腫れが起こり、かゆくなります。時には全身にかゆみをともなう赤みやミミズ腫れ（じんましん）が現れることがあります。じんましんが出たり、体調不良などの異常を感じた場合は、すぐに医療機関（病院）を受診してください。

呼吸困難・血圧低下・意識障害など

刺されて20～30分以内に、息苦しさ、声がれ、激しい動悸やめまい、腹痛などを起こすことがあり、進行すると血圧が急に低下して意識を失うこともあります。このような症状が現れた場合には、強いアレルギー反応による「アナフィラキシーショック」の可能性が高く、処置が遅れると生命の危険を伴いますので、救急車を呼ぶ必要があります。
「アリに刺されたこと」「アナフィラキシーショックの可能性があること」を伝え、すぐに治療してもらってください。刺したアリの死骸を持参すると、診断に役立ちます。
※ヒアリの毒には、ハチ毒との共通成分も含まれているため、ハチ毒アレルギーを持つ方は特に注意が必要です。

「ヒアリかな？」と思ったら

ヒアリ相談ダイヤル **0570-046-110**
または、お近くの市区町村に連絡してください。

アリが少数の場合	アリの集団や巣をみつけた場合
スプレー式殺虫剤等で殺虫してください。	絶対に刺激せず、すぐにヒアリ相談ダイヤルまたは最寄りの市区町村に連絡してください。
●ヒアリかどうか正確に判別が必要な場合は、ヒアリ相談ダイアルまたは市区町村に連絡し、郵送または持参する。 ●死骸であっても素手でさわらないこと。 ●判別用のアリはセロハンテープに貼り付けないこと。	●アリや巣をつついたり、踏んだり、殺虫剤や熱湯をかけたりしないこと。 ●駆除は、状況に応じて専門家に相談しながら実施する必要があります。 ●ヒアリであると確認されるまでは、むやみに毒餌剤をおくことは避けてください。在来のアリやその他の生物を殺してしまい、かえってヒアリが定着しやすい環境をつくってしまうおそれがあります。

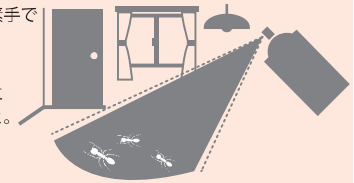

さらに詳しく知りたい方はこちらへ「特定外来生物ヒアリに関する情報」https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html

発行 環境省自然環境局　制作 一般財団法人自然環境研究センター
発行元 環境省自然環境局　野生生物課外来生物対策室　TEL 03-5521-8344　FAX 03-3504-2175
2019年3月発行

改訂版

ストップ・ザ・ヒアリ

ヒアリって、どんなところにいるの？
私たちの暮らしに、どんな影響があるの？

どんなことに気をつければいいの？

**ヒアリは、「火蟻」と書き、毒針で刺されるとやけどのような激しい痛みを感じます。
定着してしまうと、暮らしや産業にも大きな影響が出ます。
おそれすぎず、油断せず、いざというときにあわてないために、
ヒアリについて正しく知っておきましょう。**

環境省

どうして、ヒアリが日本に？

2017 年 6 月、日本でヒアリが初めて確認されました。
ヒアリは、本来、南米中部に生息するアリです。しかし、船や飛行機に積まれたコンテナや貨物にまぎれ込んで、1940 年代頃からアメリカ合衆国やカリブ諸島に次々と侵入し、2000 年代には原産地から遠く離れたオーストラリア、ニュージーランド、中国、台湾でも発見されるようになりました。日本へも同じような経路で海外からやってきたと考えられます。
国内では、次のような場所で確認されています。

1 国際貨物が到着する港・空港、コンテナや貨物の中

2 港から陸送されて倉庫に運びこまれた荷物の中

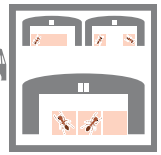

その他の例
製品の箱の中

いったん繁殖してしまうと、根絶はきわめて困難です！

ヒアリが侵入した国では、莫大な費用をかけて駆除を行っていますが、ニュージーランドを除いて根絶には至っていません。ニュージーランドは、侵入初期に徹底した対処を行ったため、唯一根絶に成功しています。また、根絶後も再び侵入しないよう警戒を続けてます。
日本では、国が関係機関と連携して主要港湾等で定期的に侵入状況の調査を実施し、発見された際には緊急駆除とモニタリング（継続的な監視調査）を行っています。

早期発見 早期防除 が重要！

海外では、こんな場所に巣をつくっています。

ヒアリは、日当たりの良い開放的な場所を好んで巣をつくります。海外の定着国では以下のような場所で見られます。

公園

芝生・緑地

水辺

畑地

ヒアリは、大きな「アリ塚」をつくります。
アリ塚は地中で深く広くひろがっていて、放射状に地下トンネルが十数メートル先まで伸びています。
迷宮状にたくさんの部屋があり、女王アリと数千から数十万匹もの働きアリが集団で生活しています。

初期のアリ塚
他のアリの巣と区別しにくい

やや発達したアリ塚

大きく発達したアリ塚

巣の中では、たくさんの働きアリが、女王アリの産んだ卵や幼虫の世話をしています。

女王アリは巣に異変を感じると、トンネルを通って外へ逃げ出し、別の場所に新たに巣をつくってしまいます。

女王アリの寿命は6-7年程度で、毎年、25万個もの卵を産みます。

注意

アリ塚が大きく目立つようになるまでには2～3年かかります。
その間に、ヒアリはどんどん増えたり拡がったりして、時間が経つほど根絶することは難しくなります。
大きなアリ塚を目印にヒアリを見つけようとするのではなく、そうなる前に発見して駆除することが大切です。

ヒアリって、どんなアリ？

外来生物法により特定外来生物※に指定されています

和名　ヒアリ（別名アカヒアリ）
英名　Red imported fire ant
学名　*Solenopsis invicta*

©辻和希

働きアリ	女王アリ	雄アリ
体長 2.5 ～ 6 mm 程度	体長 7 ～ 8 mm 程度	体長 5 ～ 6 mm 程度
一番数が多く、刺すアリです。	羽化した時には翅がありますが、交尾後には翅を落とします。	体は黒っぽく、翅があります。交尾のため巣立ち、数日で寿命を迎えます。

ヒアリの仲間「アカカミアリ」

ヒアリとよく似たアリにアカカミアリがいます。ヒアリほど毒は強くありませんが、アカカミアリも特定外来生物に指定されていて、注意が必要なアリです。

※特定外来生物　外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものや、及ぼすおそれがあるもののなかから外来生物法に基づき国が指定した生物。飼育・運搬・保管・輸入・譲渡等が規制されています。

間違えやすい種類

第1位　キイロシリアゲアリの女王

9 月頃、オレンジ色の女王アリが巣づくりのため外に出てきて、目につきやすいので、「ヒアリではないか？」との問い合わせの多いアリです。

第2位　アリグモ類

アリグモ

ヤガタアリグモ

体長 5 ～ 7mm のとても小さなクモです。
"見慣れないアリ" と思われるためか、よく間違われます。

定着すると、私たちの暮らしにもさまざまな影響があります！

◆ 人やペットへの健康被害

刺されると強い痛みが生じ、体質等によっては強いアレルギー反応（アナフィラキシーショック）を起こすおそれがあります。＊詳しくは裏面
犬や猫などのペットも、刺されると人と同じように、重い症状を起こすことがあります。

◆ 生活への影響

お花見やピクニック、BBQ、花火大会など、公園や河川敷でのレジャーを安心して楽しむことができなくなるかもしれません。
ガーデニング、家庭菜園にも支障が出ます。

◆ 電気設備・インフラ被害

電気設備（配電盤や変圧器、機械の内部）に巣をつくり、信号機や空港の着陸灯を故障させたりします。また、電線をかじって停電を引き起こしたり、ショートさせて火災の原因となることもあります。

◆ 農業被害・産業への影響

農作物をかじって品質や収量を低下させたり、家畜を襲ったりします。また農作業をする人が頻繁に刺されるため、海外では耕作放棄や離農者が増えるなどの影響が出ています。
輸入された商品などにヒアリが混入すると、物流にも大きな支障が出ます。

◆ 生態系被害

日本の在来アリを駆逐したり、小動物を捕食して減少させ、生態系のバランスを壊してしまいます。
海外では希少種にも影響が出ています。